

調達公告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和2年6月12日

鳥取県知事 平井 伸治
島根県知事 丸山 達也

1 業務の概要

(1) 業務の名称 「活躍の場をひろげるワーク・ライフ・バランス推進事業（企業に向けた情報発信・普及啓発）」に係る委託業務

(2) 業務の内容

鳥取県及び島根県（以下「発注者」という。）は、活躍の場をひろげるワーク・ライフ・バランス推進事業（企業に向けた情報発信・普及啓発）（以下「企業への普及啓発事業」という。）について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

なお、業務の内容は、別紙1業務委託仕様書による。

(3) 事業実施目的

発注者が連携して、共通のロゴ、キャッチコピー等を用いて、企業のトップをはじめ同僚等、働く場の理解を深めるための情報を発信することで、ワーク・ライフ・バランスの実践につながる「多様で柔軟な働き方」や「男性の家事・育児・介護参画」を当たり前のこととして捉え、応援する企業風土を醸成することを目的とする。

(4) 契約（実施）期間

契約日から令和3年1月29日（金）まで

(5) 予算額 金2,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ）
(鳥取県 1,000千円、島根県 1,000千円)

(6) 契約する者

ア 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

イ 島根県松江市殿町1番地

島根県

島根県知事 丸山 達也

(7) 契約担当部局

鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課

島根県政策企画局女性活躍推進課

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業（団体）又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 鳥取県又は島根県に本店、本部等又は支店、支部等を有し、委託業務終了までの間、発注者が必要と認める時に、鳥取市内又は松江市内にて隨時打ち合わせが可能な者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

エ 鳥取県税及び島根県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

オ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

カ 鳥取県及び島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、鳥取県及び島根県が別に定める手続きに基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ケ このプロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。
- コ 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (2) 共同企業体に関する資格及び条件
- 構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。
- ア 各構成員が(1)のアからクまでの全てに該当すること。
- イ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が共同企業体の代表者となること。
- エ 各構成員が、このプロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。
- オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- ・目的
 - ・共同企業体の名称
 - ・構成員の名称及び所在地
 - ・代表者の名称
 - ・代表者の権限
 - ・構成員の出資比率
 - ・構成員の責任
 - ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - ・業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - ・解散後の契約不適合責任
 - ・その他必要な事項
- カ 各構成員が発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

- (1) 発注者は、企画提案等の順位を決定するため、企業への普及啓発事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は5名程度で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

それぞれの審査委員が、下記の評価項目の評価の視点ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。
審査委員（5名程度）の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価の視点	配点
目的・趣旨	・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。	(×4) 20点
企画提案に関する事項	・各広報媒体の特性を活かし、ターゲットとする者に届く企画となっているか。	(×3) 15点
	・ターゲットとする者の印象に残る表現やデザインの工夫がなされているか。	(×3) 15点
	・「キャンペーンの結果として実現を期待する具体的行動」を達成する企画（内容）として、実現可能性があるものとなっているか。	(×4) 20点

業務遂行能力に関する事項	・責任者及びスタッフの配置、実施体制、スケジュールの設定は適正であるか。	(× 3) 15 点
	・過去に本業務と同様又は類似の業務実績があるなど業務遂行の信頼度は高いか	(× 2) 10 点
見積内容	・適切な見積り内容となっているか。	(× 1) 5 点
	合計	100 点

5 最優秀提案者の選定方法

原則として、4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

- (1) 本プロポーザルに関する問合せ先は次のとおり。

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県政策企画局 女性活躍推進課

電話：0852-22-5245 ファクシミリ：0852-22-6155

電子メール：josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

- (2) 企画提案書作成要領の交付

別紙2企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）は、令和2年6月12日（金）以降に、次に掲げるいずれかのインターネットホームページから入手するものとする。

ア 鳥取県令和新時代創造本部 女性活躍推進課ホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

イ 島根県政策企画局 女性活躍推進課ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/josei_katsuyaku/

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

- (1) 提出書類

企画提案参加申込書及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第1-1号又は様式第1-2号及び様式第2-1号又は様式第2-2号）1部

※単独企業にあっては、様式第1-1号及び様式第2-1号を、共同企業体にあっては、様式第1-2号及び様式第2-2号を提出すること。

※共同企業体にあっては、本業務に係る共同企業体協定書を作成し、企画提案申込書の提出時に、協定書の副本を1部提出すること。

- (2) 提出期間及び時間

令和2年6月12日（金）から同年7月6日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和2年7月6日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

- (3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

- (4) 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課

電話：0857-26-7791 ファクシミリ：0857-26-8196

電子メール：jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp

若しくは

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県政策企画局女性活躍推進課

電話：0852-22-5245 ファクシミリ：0852-22-6155

電子メール：josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

8 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（イ）の事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

(2) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(3) 提出場所

7の（4）と同じ。

(4) 提出期間及び時間

令和2年6月12日（金）から同年7月15日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和2年7月15日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出部数及び規格

- ・正本1部、副本6部
- ・A4版縦（A3版の折込可）

9 プрезентーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、日時、場所については変更する可能性がある。

(1) 日時

令和2年7月21日（火）時間については別途連絡する。

(2) 場所

島根県民会館3階306会議室（松江市殿町158）

(3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき30分程度（内容説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。

なお、別途連絡するプレゼンテーションの実施時間の10分前までに会場前ロビーに集合すること。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。）第113条若しくは島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第2項において準用する第61条第2項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則第112条第4項若しくは島根県会計規則第69条の2の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------|
| （1）発注者の管理するホームページ掲載（公募開始） | 6月12日（金） |
| （2）質問受付期限 | 6月29日（月） |

(3) 企画提案参加申込書の提出期限	7月6日(月)
(4) 企画提案書等提出期限	7月15日(水)
(5) 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施)	7月21日(火)
(6) 審査結果の通知	7月下旬
(7) 契約締結等の協議及び見積の依頼	7月下旬
(8) 契約締結	8月上旬

13 その他

- (1) 企画提案書の無効
 - ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。
 - イ プrezentationに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。
- (2) 提案者の失格
 - 提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。
- (3) 審査結果の通知
 - 審査結果は、提案者全員に通知し、その概要を県ホームページで公表するものとする。
- (4) 企画提案書作成等に係る経費負担
 - 企画提案書の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 企画提案書の取扱い
 - 企画提案書は、原則として返却しない。
- (6) 著作権の取扱い
 - ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。
 - イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 暴力団の排除
 - 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
 - なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならぬ。
 - また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部又は島根県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

- ア 詳細は、仕様書及び作成要領による。
- イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除するときがある。
- ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。